

改正

平成24年3月29日23千環環温発第288号

平成25年5月1日25千環環温発第98号

平成27年4月1日26千環環温発第281号

平成28年8月1日28千環環政発第119号

令和元年10月2日31千環環政発第179号

令和3年7月1日3千環環政発第100号

千代田区地球温暖化対策推進懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千代田区地球温暖化対策条例（平成19年千代田区条例第29号。以下「条例」という。）第21条第2項及び千代田区地球温暖化対策条例施行規則（平成22年千代田区規則第45号。以下「規則」という。）第7条第1項に規定する組織の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の組織として、千代田区（以下「区」という。）に千代田区地球温暖化対策推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 区の地球温暖化対策の改善、施策提案等に関すること。
- (2) 区民や事業者の優良な温暖化配慮行動の審査・選定等に関すること。
- (3) その他区の地球温暖化対策に関し、区長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第4条 懇談会は、区民、事業者、地球温暖化対策に関する識見を有する者等から、区長が委嘱する委員20名以内で構成する。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理す

る。

(任期及び再任)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は個別に委員の任期を定めることができる。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第7条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 懇談会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 表彰選定部会 第3条第2号に規定する事項を審査・選定すること。

(2) 検討部会 区の地球温暖化対策の検証及び気候変動への適応に関する事項を検討すること。

(3) ヒートアイランド対策計画見直し検討部会 ヒートアイランド対策計画の見直しに関すること。

2 表彰選定部会は、先進性、独自性、波及性等の視点から審査・選定するものとし、具体的な審査基準は、別に定める。

3 表彰選定部会は、懇談会の委員、懇談会の委員以外の者であって、地球温暖化対策を含む環境問題に関連する識見を有するもの、区職員等から、会長が指名する10名以内で構成し、検討部会は、懇談会の委員、懇談会の委員以外の者であって、地球温暖化対策又は気候変動適応に関連する識見を有するもの、区職員等から、会長が指名する12名以内で構成し、ヒートアイランド対策計画見直し検討部会は、ヒートアイランド対策に関連する識見を有するもの、区職員等から、会長が指名する12名以内で構成する。

4 部会の委員（以下「部会員」という。）の任期及び再任については、第6条の規定を準用する。

5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。ただし、副部会長

にあつては置かないことができる。

- 6 部会長は、部会の会務を総理し、表彰選定部会にあつては審査の状況及び選定の結果を、検討部会及びヒートアイランド対策計画見直し検討部会にあつては検討の状況及びその結果を会長に報告する。
- 7 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 8 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 懇談会及び部会の庶務は、環境まちづくり部環境政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会及び部会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日23千環環温発第288号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に委員である者の現在の任期は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年5月1日25千環環温発第98号)

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日26千環環温発第281号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月1日28千環環政発第119号)

この要綱は、平成28年8月1日から適用する。

附 則 (令和元年10月2日31千環環政発第179号)

この要綱は、令和元年10月2日から適用する。

附 則 (令和3年7月1日3千環環政発第100号)

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。